

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	母子保健課
委託業務名	大津市産後ケア事業
委託業務場所	居宅
概要	母子保健法第17条の2に基づく産後ケア事業(短期入所事業)を実施する。
契約期間	令和7年 1月 6日から令和7年 3月31日まで
契約年月日	令和7年 1月 6日
契約金額	居宅訪問事業 1回あたり7,000円
契約の相手方	居宅訪問事業 〔名称〕あそびと
契約相手方の選定理由	当該事業は、市民がより身近な医療機関、助産所等で利用できる体制が必要であるため、医療法第1条の5、第2条の病院、診療所、助産所等で、滋賀県産後ケア検討会で適切と認められた施設又は、分娩を取扱う施設を選定する。
根拠規定	地方公営企業法施行令第167条の2第1項 (2)不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。